

## 公的研究費の不適切な経理に関する調査結果の報告について

本学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守し、公的研究費の適正な執行、管理・運営のための体制整備等に積極的に取り組んでまいりました。しかし 2011 年 7 月 29 日付新聞等で不適切な経理等に関する報道がされるとともに、文部科学省より公的研究費の適正な執行等に関する調査依頼があり、本学においても全学的な調査を行った結果、不適切な経理処理が判明いたしましたのでご報告いたします。

関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 調査の概要

調査にあたっては学内に委員会を設置し、国からの助成金・補助金等を原資とした研究費について、預け金、プール金の実態の有無について書面調査及び面談調査を実施するとともに、学外より提供された本学の取引業者の内部資料の内容について書面調査及び面談調査を実施しました。

具体的な調査内容は以下のとおりです。

#### ① 文部科学省からの調査依頼に基づく調査

在籍する全大学教員及び調査対象期間に在籍していた元大学教員に対して預け金、プール金の有無を書面調査で確認しました。

#### ② 外部提供資料関係の事実確認調査

資料に氏名の記載のある教員について支払伝票等の証憑類との確認を行うとともに保守契約、物品購入などの取引実態と預け金行為の有無を書面調査で確認しました。

#### ③ 面談調査

書面調査の内容確認を必要とする教員に対し、面談調査を実施しました。

### 2. 調査結果

書面調査および面談調査の結果は、不正行為 1 件、預け金・プール金には該当しないが手続きの不備等が 3 件でありました。なお、新聞報道に本学学長の不正行為があるかのように報道されていたことについての調査結果は(4)に示すとおりです。

#### (1) 預け金行為(不正行為として文部科学省に報告)

1名の教員について業者に請求書の発行を指示し、納品は求めず、その額を業者に預けたことが判明しました。期間は平成 15~18 年度、金額は 2,900,873 円で、財源は学内研究費でした。なお、私的流用の事実はありませんでした。

#### (2) 支払い手続きを終えた物品の未納品(購入手続き不備)

1名の教員について納品前に書類上の納品手続きを行っていたために年度を越えて物品が未納品となっていた事実が判明しました。物品の発注はなされており、金額をプールするよう指示していなかったため預け金には該当しませんが、年度内に納品が間に合わないことが判明した時点で大学への報告を怠ったことや、取引業者の破産により、現在も発注した物品が納品されていないことから本学に経済的損失を与える可能性が大きく不適切な行為を行ったと判断しました。

(3) 消耗品伝票で機器備品を購入（購入手続き不備）

1名の教員について教育研究用機器備品を購入したにもかかわらず、同額の消耗品伝票で支払処理を行った事実が判明しました。預け行為にはあたりませんが規則に定める手続きに依らず購入したことから不適切な処理を行ったと判断しました。

(4) 業者からの納品物品に対して学内手続きを怠った（物品受入手続き不備）

1名の教員について大型機器の契約書に定められた定期点検を業者が実施していない年度があり、そのことについて業者に指摘したところ、業者からの申し出により点検未実施分の精算として物品（大型機器の消耗品、パソコン）が納品された事実が判明しました。当該教員が物品の納品を依頼した事実はないため預け行為にはあたりませんが、無償提供物品の受贈に伴う手続きを怠っていたことから不適切な処理を行ったと判断しました。

### 3. 関係者の処分

預け金の事実が特定され、文部科学省へ事例として報告した1名の教員（上記（1）の教員）について、平成24年3月に文書により理事長名で嚴重注意を行いました。なお、預け金には該当しないが本学に経済的損失を与える可能性の大きい1名の教員（上記（2）の教員）についても文書により理事長名で嚴重注意を行いました。他の教員については、不適切な処理であるが、本学に経済的損失を与えたものではないことから、本学の就業規則に定める懲戒等の対象とはならないため、処分は行わないこととしました。

### 4. 再発防止のための改善策

今回の調査結果を踏まえ、不正発生を防止するため、2012年度より以下に示す取扱いを実施しました。

(1) 物品検収について

2012年4月より事務局の下に検収室（新規部署）を設置し、同年8月より公的研究費で購入する消耗品についてはすべて検収室の職員により現物検収を行うこととしました。

(2) 大型機器の保守契約見直しと保守作業（点検および修理）の可視化について

大型機器の保守に関しては、業者との年間保守契約は締結せず、必要な場合毎に担当課（施設課）との協議を経たうえで点検及び修理を行うという個別対応に移行しました。

保守作業時には事務職員による立ち会いを行うことに加え、作業完了後担当部署に点検作業報告書の提出を義務づけることでモニタリングの効果を高めることとしました。

(3) 研修・指導について

教職員に対する研究費の執行にかかる研修を充実させるとともに、主要な取引業者に対して研究費の適正な処理の徹底について文書で通知し、併せて直接説明する機会を設けました。

公的研究費の適正な執行について、今後もなお一層、関係者の意識向上をはかり、不正を発生させない取り組みを推進していく所存です。

以上